

高齢者保健福祉計画・ 第5期介護保険事業計画の 素案がまとまりました

計画全体の考え方

高齢者が住み慣れた地域でさまざまな支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケア」の実現に向けて、総合的に施策を推進します。

基本理念 **だれもが人として尊重され
ともに支え合う地域社会をめざす**

2015年(平成27年)の将来像

心身ともに健やかに
いきいきとくらするまち

だれもが互いに支え合い
安心してくらするまち

基本目標

- 1 社会参加といきがいづくりを支援します
- 2 健康づくり・介護予防をすすめます
- 3 いつまでも地域の中でくらする
自立と安心のためのサービスを充実します
- 4 尊厳あるくらしを支援します
- 5 支え合いのしくみづくりをすすめます

第5期 介護保険事業計画

介護保険法により、区が3年を1期として、要介護認定者数・介護保険サービスの利用意向等を基に、事業実施の方針と目標、サービスの種類ごとの必要見込量などを定める計画です。

◆必要な給付費

現時点で見込まれる第5期(平成24年度～26年度)に必要な給付費を推計しました。

- 地域包括ケア推進のために
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(新設のサービス)、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護などの地域密着型サービスと、単独型ショートステイなどの在宅サービスの一層の充実のための給付費を見込みます。

●サービス利用量(給付費)の見込み

▶要介護認定者の増加、▶要介護認定率が6割を超える85歳以上の人口の増加、▶給付費の上位を占める訪問介護・デイサービス・有料老人ホーム等の利用量の増加が予想されることから、第5期の給付費は第4期(約522億円)から2割程度増加し、約620億円になると推計されます。

◆介護保険料算定の考え方

●第4期(平成21年度～23年度)との比較
第4期は、介護給付費準備基金および介護従事者処遇改善臨時特例交付金を活用し、月額4900円と算定された基礎額を4400円に引き下げて、介護保険料基準額としました。

第5期は、総給付費が第4期に比べて2割程度増加すると推計されることから、保険料の算定基礎額は月額5800円程度になると見込まれます。

●第5期介護保険料の決定
介護報酬の改定内容等が明らかになった時点で総給付費を再計算し、介

護給付費準備基金や財政安定化基金の活用などにより、最終的な保険料を確定します。確定した保険料については、あらためてお知らせします。

●第5期の保険料段階の設定

区は第4期から保険料を12段階とし、非課税世帯に対する区の特別対策を実施するなど、負担能力に応じた段階設定を行っています。

第5期は、介護保険法の改正で非課税世帯に対する段階設定の細分化が制度化されたので、区としても、引き続き負担能力に応じたきめ細かい段階設定を検討します。

「心身ともに健やかにくらするまち」の実現に向け、平成24年度～29年度の6年間を計画期間として策定します。「区長と話そうしんじゅくトーク」での意見交換、パブリック・コメントなどで、区民の皆さんのご意見を伺います。

計画の素案は健康推進課・広聴担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館・保健センター等で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】健康推進課健康企画係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3494へ。

健康づくり行動計画の 素案がまとまりました



計画全体の考え方

家庭・職場・地域で心身ともに健やかに暮らすをめざし、区民・地域・行政が一体となって健康づくりを展開します。

29年度にめざす姿

区民一人一人が運動・栄養・
休養の調和のとれた望ましい
生活習慣を心がけます

心身ともに健やかにくらするまち

身近なところで
健康づくりを実
践できる環境を
整えます

みんなで支え合い、
積極的に健康づく
りに取り組むまち
をめざします

5つの大目標と主な取り組み

1 生活習慣病を予防します

健康診査の受診をはじめ、食生活・運動・喫煙・飲酒などの生活習慣の改善に向けて支援します。

▶休日・総合健診実施の拡充、▶運動施設の運営・スポーツプログラムの展開、▶禁煙や適正飲酒のための健康教育、▶糖尿病対策の推進、▶(仮称)まちかど健康教室の実施ほか

2 総合的にがん対策を推進します

がんの予防から早期発見・早期治療、療養生活の質の向上まで、総合的に取り組みます。

▶がん予防のための普及啓発、▶肝炎ウイルス検診・子宮頸がん予防ワクチン接種の実施、▶がん検診の精度管理の向上、▶在宅療養に関する情報提供ほか

3 こころの健康を大切にします

ストレスと上手に付き合うための情報提供や相

談体制等の充実を図ります。

▶こころの健康に関する普及啓発、▶ストレスマネジメント講習会、▶働く人のメンタルヘルス事業ほか

4 女性の健康づくりを推進します

女性特有の健康課題に対し、生涯を通じた女性の健康を支援するための環境を整備します。

▶(仮称)女性の健康支援センターの整備、▶女性の健康セミナーの開催、▶女性の健康づくりを進める交流活動の支援ほか

5 健康的で豊かな食生活を実践できる 食育を推進します

食と健康・食の安全・食文化の継承など、さまざまな課題に幅広く取り組んでいきます。

▶地域での食育講座、▶メニューコンクール、▶消費者講演会・懇談会の実施、▶食育ネットワークの構築、▶野菜の栽培活動ほか



地域包括ケアの実現に向けて

高齢者が住み慣れた地域に住み続けられるよう、おおむね30分以内で活動できる範囲「日常生活圏域」(新宿区では特別出張所管轄区域)の中で、医療・介護・介護予防・すまいのほか、見守り・配食・買い物などの多様な生活支援サービス、権利擁護(成年後見制度等)のための事業などを、一体的かつ継続的に提供していくことをめざします。

重点的取り組み

認知症高齢者支援の推進

- ▶認知症サポーターの養成を継続し、新たに地域の担い手として活躍できる活動拠点を整備します。
- ▶認知症介護者教室・家族会など、介護者が学び、交流できる場を提供します。
- ▶高齢者総合相談センター3か所で、医師による認知症・もの忘れ相談を行います。
- ▶介護者の精神面のケアとして、専門職による個別相談を行います。
- ▶保健・医療・福祉・介護の連携を強化し、認知症高齢者と家族の生活を支援します。

在宅療養体制の充実

- ▶身近な地域で適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医の機能強化を進めます。
- ▶病院と地域の関係機関との連携を強化し、急性期

病院(発症後間もない(急性期)患者に、一定期間集中的な治療をするための病床を持つ病院)から在宅療養への円滑な移行を支援します。

▶在宅療養者の病状が急変し、かかりつけ医が入院を必要と判断した場合に、緊急に入院できるよう、区内の病院にベッドを確保します。

▶在宅療養生活を支える医療・リハビリテーション支援体制を充実します。

高齢者総合相談センターの機能強化の推進

- ▶高齢者の生活を支える「頼れる高齢者総合相談センター」として、認知度の向上に努めます。
- ▶利便性を高め一層相談しやすい環境をつくるため、全センターの区有施設への併設を推進します。
- ▶地域包括ケアのコーディネート機関として、関係機関と連携しながら、高齢者の生活を支援します。
- ▶ケアマネジメントの援助や情報の提供など、ケアマネジャーへの効果的な支援を継続します。